

令和2年度

船員労働災害防止優良事業者募集

船舶所有者の“安全性の証”として、

「船員労働災害防止優良事業者」

を認定します。

募集期間

令和2年5月21日（木）～6月30日（火）

（※消印有効）

募集対象

船員労働災害防止優良事業者(1級)

過去5年間継続して無違反であり、  
災害・疾病の発生状況が基準内であること。  
2級に認定されていること。

船員労働災害防止優良事業者(2級)

過去3年間継続して無違反であり、  
災害・疾病の発生状況が基準内であること。

# 船員労働災害防止優良事業者認定制度

## 優良事業者になると

- ・ **認定証**が交付されます。
- ・ 国交省ホームページや専門紙等に**公表**されます。
- ・ **認定ロゴマーク**が使用できます。
- ・ 船員職業安定業務窓口等に提出する求人票に**船員労働災害防止優良事業者**であると記入できます。

認定ロゴマーク



認定は**3年間**有効です。

## 認定申請方法

船員災害防止優良事業者認定の申請をする方は、以下の書類を最寄りの地方運輸局等の窓口に提出してください。

- ・ 船員労働災害防止優良事業者認定申請書
- ・ 安全衛生チェックリスト

※ 申請書類は地方運輸局等の窓口に置いてあります。

お問い合わせ先

国土交通省海事局船員政策課労働環境対策室 03-5253-8652

申請・お問い合わせ先

各地方運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課